

# 社会福祉法人希望の里 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望の里（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、常勤役員等とは定款第4条に定める事務所を勤務場所とし週3日以上当法人の業務に従事する役員等をいう。

2 この規程において、非常勤役員等とは、常勤役員等以外の役員等をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 理事の報酬総額は年額1,620万円を上限とする。

4 第4条第1項第3号に規定する退職金においては、前項に含まない事とする。

5 監事の報酬総額は年額30万円を上限とする。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職手当については、別表第3に定める額

(4) 通勤手当については職員賃金規程第24条の規定に準ずる額

(5) 常勤役員等が職務のため出張したときは、『旅費規程』に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(6) 常勤役員等が慶弔禍福、罹災の際は、別に定める『慶弔見舞金規程』に基づき、祝金、見舞金、弔慰金を支払う。

(7) 理事会等への出席の際には、別表4（非常勤役員等の報酬）に準じた額

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、『旅費規程』に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(3) 非常勤役員等が慶弔禍福、罹災の際は、別に定める『慶弔見舞金規程』に基づき、祝金、見舞金、弔慰金を支払う。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、翌月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、直近の平日まで前倒しする。
  - (2) 報酬は指定の金融機関へ振り込むこととする。
  - (3) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
  - (4) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内に支給する。
  - (5) 第4条第1項第7号に規定する理事会等への出席に対する報酬は、当該会議に出席した都度、金融機関へ振り込むこととする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、金融機関へ振り込むこととする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任したのものには、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。  
この規程は、令和 1年 6月17日より施行する。  
この規定は、令和 3年 4月 1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額		
理事長	経験6年以上	月額	700,000円
	経験4年以上6年未満	月額	650,000円
	経験2年以上4年未満	月額	600,000円
	経験2年未満	月額	550,000円
業務執行理事	経験6年以上	月額	500,000円
	経験4年以上6年未満	月額	450,000円
	経験2年以上4年未満	月額	400,000円
	経験2年未満	月額	350,000円
理事		月額	100,000円

※ 経験とは、第1種社会福祉事業の理事又は経営的職務（施設長等）に従事した事の経験を指す。

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額 × 2.2
12月の賞与	報酬月額 × 2.7

※ ただし、職員の賞与乗率が上記未満であった場合は、それに準じた額とする。

別表3（常勤役員等の退職金算定式）

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数}$$

※ 係数については、『1』を上限とし、運営状況を勘案して理事会において決定する。

別表4（非常勤役員等の報酬）

## (1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要

## (2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

## (3) 監事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表5（職員との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。支給項目については、特別手当に含めるものとする。

役職名	役員報酬額
理事長	100,000円
業務執行理事	50,000円
理事	20,000円

2 前項にかかわらず、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

ただし、下記上限に賞与は含まない。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 800,000円
業務執行理事	合算上限月額 700,000円
理事	合算上限月額 700,000円